

宮崎県東京ビル再整備事業に係るアドバイザー業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県東京ビル再整備事業に係るアドバイザー業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

宮崎県東京ビル再整備事業に係るアドバイザー業務委託仕様書による。

3 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 参加資格要件

企画提案競技参加申込書の提出時点において次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 次のいずれかに該当する者であること
 - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく競争入札参加資格者名簿に営業種目「U-04調査・研究・検査」として掲載されている者
 - イ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく有資格者名簿に業種「土木関係建設コンサルタント業務」として掲載されている者
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (5) 東京都内に本社又は営業所を有していること
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 平成28年度以降において、同種業務又は類似業務に関する実績を有すること（建設関連業務共同企業体での業務実績にあつては、代表者としての実績に限る。）
 - 同種業務：学生寮又は職員宿舎のPPP/PFI事業に関するアドバイザー業務
 - 類似業務：PPP/PFI事業に関するアドバイザー業務

5 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和3年5月21日(金) |
| (2) 質問等の締切 | 令和3年5月26日(水) 午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和3年5月31日(月) 午後5時 |
| (4) 企画提案書の審査 | 令和3年6月上旬 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和3年6月上旬 |

7 企画提案競技の方法

企画提案競技に参加を希望する者は、下記(1)の書類を6部(原本1部、写し5部)作成し、下記(2)のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案競技参加申込書(様式第1号)
- イ 法人に関する調書(様式第2号)
- ウ 委託業務の実施体制(様式第3号)
- エ 過去の実績(様式第4号)
- オ 委託業務に係る技術提案(様式任意)

委託業務の実施方針、工程及び打ち合わせ回数について、それぞれA4判1枚以内(工程についてはA3判を折り曲げて可)により、具体的に作成すること。

作成に当たっては、宮崎県東京ビル再整備事業に係るアドバイザリー業務委託仕様書の他、別添宮崎県東京ビル再整備事業基本計画を参照すること。

- カ 見積書(様式任意)

業務内容毎の内訳の他、年度毎の内訳が分かるように記載すること。

- キ 誓約書(様式第5号)

(2) 提出方法等

- ア 提出方法：郵送(書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)又は持参(県内からの持参に限る。)

- イ 提出先：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総務部財産総合管理課 庁舎管理担当

- ウ 提出期限：令和3年5月31日(月)午後5時(必着)

(3) 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 質問等

企画提案競技及び宮崎県東京ビル再整備事業に係るアドバイザリー業務委託仕様書についての質問は、下記によること。

- ア 質問の方法

電子メールにて宮崎県総務部財産総合管理課の庁舎管理担当宛に送付すること。

メールアドレス：zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp

イ 質問の受付期限：令和3年5月26日（水）午後5時

(5) 質問に対する回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない。）。

(6) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ① 内容構成力
 - ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
 - ・業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
 - ・計画的な業務スケジュールとなっているか。
- ② 運営体制
 - ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。
- ③ 経済性
 - ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。
- ④ 実績
 - ・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査結果の通知

令和3年6月上旬までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 参加資格の欠格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

この規定に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- イ 提案書を期限までに提出しないとき
- ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- オ アからエに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

8 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、

業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

- (1) 申込は、1事業者につき1件とする。
- (2) 提出された資料は、返却しない。
- (3) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出書類及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 提出書類の著作権は作成者に帰属し、県は、無断で使用しない。
- (6) 上記8の協議により、申込者の提案内容に変更を加えることがある。
- (7) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (8) 委託業務の主たる部分の再委託は、禁止する。
- (9) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (10) 受託者（受託者の再委託先・協力先を含む。以下同じ。）及び受託者と資本・人事面において関連があると認められる者は、県が宮崎県東京ビルの再整備を行う場合に、その再整備に係る事業に応募することができない。

※ 「資本・人事面において関連がある」とは、次の状態を指す。

資本面において関連がある…一方の企業が他方の企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合
人事面において関連がある…一方の企業の役員が他方の企業の役員を兼ねている場合

- (11) 受託者は、県が宮崎県東京ビルの再整備を行う場合にその再整備に係る事業に応募しようとする事業者のコンサルタント等となってはならない。

11 問い合わせ先

宮崎県総務部財産総合管理課 庁舎管理担当 高橋、黒木（^{ただし}格）

所在地：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7290

FAX：0985-26-7638

E-mail: zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp